

川崎市交通局企業職員公務災害等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）が公務上若しくは通勤（法第2条第2項及び第3項に規定するものをいう。以下同じ。）により死亡した場合又は公務上若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合において、その遺族又は職員に対して支給する公務災害等見舞金（以下「見舞金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給)

第2条 職員が公務上若しくは通勤により死亡した場合又は公務上若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、なおったときに法第29条第2項に定める程度の障害が存する場合においては、その遺族又は職員に対して見舞金を支給する。

(見舞金の額)

第3条 見舞金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公務上死亡した場合又は公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、なおったときに法第29条第2項に定める程度の障害が存する場合 別表第1の左欄に定める障害等の等級区分に応ずる第1欄に定める額

(2) 通勤により死亡した場合又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、なおったときに法第29条第2項に定める程度の障害が存する場合 別表第2の左欄に定める障害等の等級区分に応ずる第1欄に定める額

2 前項各号の一に該当する場合において、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97条）が適用されるときは、前項の規定にかかわらず、見舞金の額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公務上死亡した場合又は公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、なおったときに法第29条第2項に定める程度の障害が存する場合 別表第3の左欄に定める障害等の等級区分に応ずる第1欄に定める額

(2) 通勤により死亡した場合又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、なおったときに法第29条第2項に定める程度の障害が存する場合 別表第4の左欄に定める障害等の等級区分に応ずる第1欄に定める額

- 3 見舞金を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときは、その遺族の1人が受ける見舞金の額は、第1項及び前項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

(支給額の調整)

第4条 前条に規定する見舞金を支給する場合において、同一の事由により法第47条の規定に基づき特別支給金が地方公務員災害補償基金川崎市支部から支給されるときは、前条の規定にかかわらず、見舞金の額は別表第1から別表第4までの左欄に定める障害等の等級区分に応ずる第1欄に定める額から当該特別支給金の額を減じた額とする。ただし、別表第1から別表第4までの第2欄に定める額を下回らないものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 見舞金を受けることができる遺族は、法第37条第1項各号に規定する者とする。

- 2 見舞金を受けるべき遺族の順位は、法第37条第2項に規定する順位とする。

- 3 前2項に規定する遺族のうち配偶者には、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(申請手続)

第6条 見舞金を受けることができる遺族又は職員が見舞金を申請しようとするときは、公務災害等見舞金申請書(別記様式)を所属長(鷺ヶ峰営業所営生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長(営生車庫担当))を経由して交通局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

(見舞金申請の代表者)

第7条 見舞金を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を見舞金の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。

- 2 前項の規定により、代表者に選任された者が見舞金を申請するときは、代表者に選任されたことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(その他の見舞金)

第8条 職員が公務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、第2条に規定する障害を存する程度には至らないが、負傷又は疾病の原因その他の事情を考慮して局長が特に必要と認めた場合においては、120,000円以内で局長が定める額の見舞金を支給することができる。

(その他必要事項)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和47年2月15日から施行し、昭和46年10月1日以降において発生した公務上の災害について適用する。

附 則（昭和48年2月16日局長決裁 48川交庶第156号）

この要綱は、昭和48年2月16日から施行し、昭和47年10月1日以降において発生した公務上の災害について適用する。

附 則（昭和50年3月31日局長決裁 49川交庶第1101号）

この要綱は、昭和50年3月31日から施行し、昭和50年1月1日以降に発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用する。

附 則（昭和51年12月13日局長決裁 51川交庶第504号）

この改正要綱は、昭和51年12月13日から施行し、昭和51年11月1日以後に発生した公務上の災害又は通勤による災害に関して適用する。

附 則（昭和53年12月13日局長決裁 53川交庶第1036号）

この改正要綱は、昭和53年12月13日から施行し、昭和53年12月1日以降に発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用する。

附 則（昭和62年12月14日局長決裁 62川交庶第1104号）

この改正要綱は、昭和62年12月15日から施行し、昭和62年11月1日以降に発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用する。

附 則（平成4年6月25日局長決裁 4川交庶第394号）

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成4年6月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱別表第1から別表第4までの規定は、平成4年6月1日以後において発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用し、同日前において発生した公務上の災害又は通勤による災害については、なお従前の例による。

（公務災害等見舞金の内払）

- 3 改正後の要綱別表第1から別表第4までの規定を適用する場合においては、平成4年6月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害等見舞金であって、改正前の要綱の規定に基づいて支給された公務災害等見舞金は、改正後の要綱の規定による公務災害等見舞金の内払とみなす。

附 則（平成7年8月22日局長決裁 7川交庶第549号）

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成7年8月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱別表第1から第4までの規定は、平成7年4月1日以後において発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用し、同日前において発生した公務上の災害又は通勤による災害については、なお従前の例による。

（公務災害等見舞金の内払）

- 3 改正後の要綱別表第1から別表第4までの規定を適用する場合においては、平成7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害等見舞金であって、改正前の要綱の規定に基づいて支給された公務災害等見舞金は、改正後の要綱の規定による公務災害等見舞金の内払とみなす。

附 則（平成8年3月29日局長決裁 7川交庶第1369号）

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱別表第2及び別表第4の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後において発生した通勤による災害について適用し、施行日前において発生した通勤による災害については、なお従前の例による。

（施行期日）

この改正要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日局長決裁 2川交庶第1640号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱の別記様式については、施行の日以降に発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用し、施行の日より前に発生した公務上の災害又は通勤による災害については、なお従前の例による。

別表第1 (公務災害 自賠償なしの場合)

死 亡 及 び 障 害 の 等 級	第 1 欄	第 2 欄
死 亡	30,000,000円	20,000,000円
第 1 級	30,000,000円	20,000,000円
第 2 級	25,900,000円	17,600,000円
第 3 級	22,200,000円	15,600,000円
第 4 級	18,900,000円	13,600,000円
第 5 級	15,700,000円	12,000,000円
第 6 級	13,000,000円	10,000,000円
第 7 級	10,500,000円	8,400,000円
第 8 級	8,200,000円	6,800,000円
第 9 級	6,200,000円	5,200,000円
第 10 級	4,600,000円	4,000,000円
第 11 級	3,300,000円	3,000,000円
第 12 級	2,300,000円	2,000,000円
第 13 級	1,500,000円	1,400,000円
第 14 級	1,000,000円	800,000円

備考 障害の等級は、法第29条第2項に定める障害の等級区分による。

(以下別表第2から別表第4までにおいて同じ。)

別表第2 (通勤災害 自賠償なしの場合)

死 亡 及 び 障 害 の 等 級	第 1 欄	第 2 欄
死 亡	24,000,000円	16,000,000円
第 1 級	24,000,000円	16,000,000円
第 2 級	20,800,000円	14,080,000円
第 3 級	17,800,000円	12,480,000円
第 4 級	15,120,000円	6,800,000円
第 5 級	12,560,000円	6,000,000円
第 6 級	10,400,000円	5,000,000円
第 7 級	8,400,000円	4,200,000円
第 8 級	6,560,000円	3,400,000円
第 9 級	4,960,000円	2,600,000円
第 10 級	3,680,000円	2,000,000円
第 11 級	2,640,000円	1,500,000円
第 12 級	1,840,000円	1,000,000円
第 13 級	1,200,000円	700,000円
第 14 級	800,000円	400,000円

別表第3 (公務災害 自賠償ありの場合)

死 亡 及 び 障 害 の 等 級	第 1 欄	第 2 欄
死 亡	24,000,000円	16,000,000円
第 1 級	24,000,000円	16,000,000円
第 2 級	20,800,000円	14,080,000円
第 3 級	17,800,000円	12,480,000円
第 4 級	15,120,000円	10,880,000円
第 5 級	12,560,000円	9,600,000円
第 6 級	10,400,000円	8,000,000円
第 7 級	8,400,000円	6,720,000円
第 8 級	6,560,000円	5,440,000円
第 9 級	4,960,000円	4,160,000円
第 10 級	3,680,000円	3,200,000円
第 11 級	2,640,000円	2,400,000円
第 12 級	1,840,000円	1,600,000円
第 13 級	1,200,000円	1,120,000円
第 14 級	800,000円	640,000円

別表第4 (通勤災害 自賠責ありの場合)

死 亡 及 び 障 害 の 等 級	第 1 欄	第 2 欄
死 亡	19,200,000円	12,800,000円
第 1 級	19,200,000円	12,800,000円
第 2 級	16,640,000円	11,270,000円
第 3 級	14,240,000円	9,990,000円
第 4 級	12,100,000円	5,440,000円
第 5 級	10,050,000円	4,800,000円
第 6 級	8,320,000円	4,000,000円
第 7 級	6,720,000円	3,360,000円
第 8 級	5,250,000円	2,720,000円
第 9 級	3,970,000円	2,080,000円
第 10 級	2,950,000円	1,600,000円
第 11 級	2,120,000円	1,200,000円
第 12 級	1,480,000円	800,000円
第 13 級	960,000円	560,000円
第 14 級	640,000円	320,000円